

愛媛県 D P A T 活動要領

平成 2 9 年 1 月

《目 次》

1	目的	1
2	基本的事項	1
	(1) 根拠	1
	(2) 名称	1
	(3) 構成	1
3	組織体制	1
	(1) 愛媛県DPA T調整本部	1
	ア 組織	
	イ 本部長、副本部長、統括者等	
	ウ 統括者の役割	
	エ 調整本部の事務局	
	オ 調整本部と愛媛県DMA T等との連携	
	カ 県外DPA Tの受入れに係る派遣調整等	
	(2) 愛媛県DPA T活動拠点本部	2
	ア 設置場所	
	イ 活動拠点本部管理責任者	
	ウ 活動拠点本部管理責任者の役割	
	エ 活動拠点本部の役割	
	オ 活動拠点本部の運営	
	カ 調整本部及び他の組織等との連携	
	キ 調整本部への活動報告等	
4	派遣方針	3
	(1) 班の編成	3
	(2) 派遣期間	3
	(3) 派遣基準	3
	(4) 派遣活動の終結	3
5	県外派遣対応	3
	(1) 派遣までの流れ	3
	(2) 活動内容	4
	ア 情報収集とアセスメント	
	イ 情報発信	
	ウ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援	
	エ 避難所又は在宅の精神疾患を持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供	

オ	災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応	
カ	支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健師等）の支援	
キ	普及啓発	
ク	その他	
6	本県被災時の対応	5
(1)	他県DPA T受入対応	5
ア	他県DPA Tの派遣斡旋	
イ	他県DPA T先遣隊との連携	
(2)	県内における活動	5
ア	DPA T事務局との連携	
イ	先遣隊の受入	
ウ	参集場所、現地調整本部及び現地活動拠点本部	
エ	他県DPA Tとの連絡調整	
オ	愛媛県DPA Tの活動	
7	活動記録及び報告	5
ア	災害精神保健医療情報支援システム（DMH I S S）への記録	
イ		
8	構成員の登録	6
(1)	構成員となるための登録	6
(2)	登録方法	6
(3)	登録者の管理	6
(4)	その他	7
9	資機材等の整備	7
10	費用弁償	7
11	保障及び補償	7
12	協定の締結	7
13	その他	7